

高速自動車国道 第二東海自動車道横浜名古屋線（愛知県豊田市17.3km）の一部変更（案）

1. 計画概要

本件は、第二東海自動車道横浜名古屋線の愛知県豊田市を通過する17.3kmにおいて連続高架化されている箇所のうち、一部について利用可能箇所を追加するものである。

2. 利用可能箇所及び追加内容

(1) 利用可能箇所

第二東海自動車道横浜名古屋線 安城高架橋

(2) 追加内容

今回変更する箇所について、現行計画（平成18年6月5日独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構策定）策定時の利用用途は、道路管理上以外の理由で占用許可が困難なものと定められていた。

今回、土地利用ニーズの変化や、都市計画法等による土地利用制限の下での施設等の設置可能性に係る豊田市の意見も踏まえて、利用用途を自動車駐車場、自転車駐車場、自転車等保管所兼返還所、広場、公園、運動場、事務所、店舗、倉庫及び資材置場（当該箇所は市街化調整区域であり、建築物は都市計画法第34条各号に該当するものに限る。）と変更する。

3. 変更後利用計画

高架下利用部分の選定

道路管理上又は道路管理上以外の理由により、道路の占用に適さない箇所を除外して、豊田市からの要望を踏まえ選定した以下の高架橋の高架下については、平成18年6月策定時の計画から変更はない。

- | | | |
|---------------------|--------------|-------------------------|
| ①豊田JCT高架橋（L=342m） | 対象面積：24,413㎡ | 要望用途：公園、多目的広場及びそのための駐車場 |
| ②上郷大成高架橋（L=1062.5m） | 対象面積：924㎡ | 要望用途：隣接公園のための駐車場 |
| ③上和会高架橋（L=631m） | 対象面積：2,711㎡ | 要望用途：広場及び地域防災拠点 |
| ④猿渡川橋（L=244m） | 対象面積：5,354㎡ | 要望用途：広場及び地域防災拠点 |

今回要望があった以下の高架橋の高架下を追加する。

- | | | |
|----------------|-------------|-----------------|
| ⑤安城高架橋（L=916m） | 対象面積：4,593㎡ | 要望用途：上記2（2）のとおり |
|----------------|-------------|-----------------|

高架下利用可能箇所一覧

(豊田JCT高架下他3箇所)
(今回追加：安城高架橋)



上郷大成高架橋
 上り L=1,062.5m Me
 下り L=1,059.0m

上和会高架橋
 L=631m PC

中和会高架橋
 上り L=711m PC
 下り L=723m

猿渡川橋
 上り L=244m Me
 下り L=265m

下和会高架橋
 上り L=402m PC
 下り L=369m

安城高架橋
 L=916m PC

吉原高架橋
 L=537m Me

新逢妻男川橋
 L=870m Me

花園高架橋
 L=1,078.5m Me

今回追加箇所

安城市



豊田ジャンクション

5.0KP

CL1

地震計

BL1

JL1V
JL1V

地震計

東岡崎豊明線

豊田安城線

豊田安城線

安城市

E1A

AL1

155

100

100

100

100

100

100

100

100

100

100

100

100

100

100

100

100

100

100

100

100

100

100

100

100

100

100

100

100

100

100

100

100

100

100

100

100

100

100

100

100

100

100

100

100

100

100

100

100

100

100

高架下利用計画図

伊勢湾岸自動車道(豊田JCT~豊田南IC)

1/2500

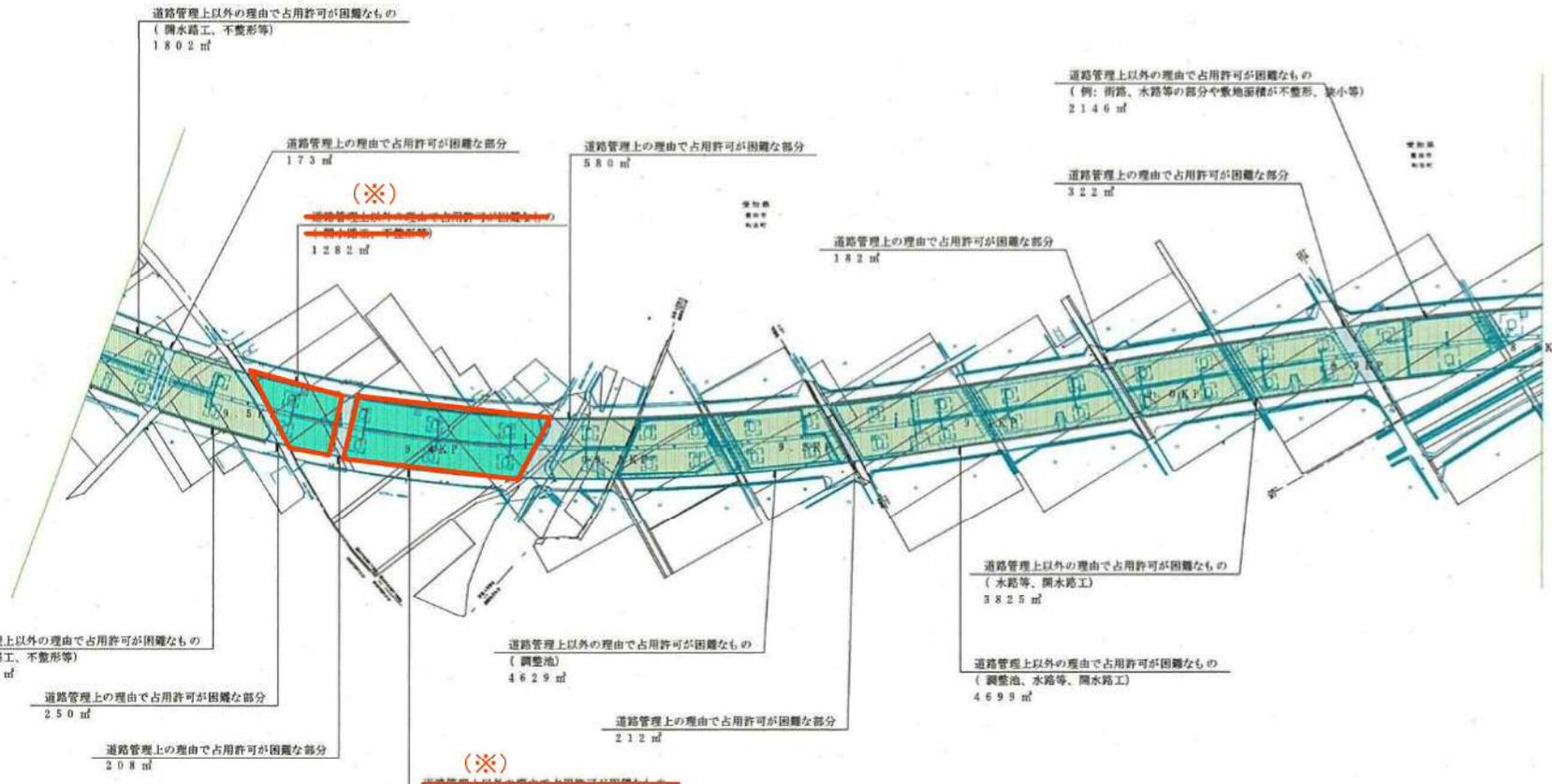
高架下利用計画図

S=1/2500

安城高架橋 L=916.00m

下和会高架橋 L=402.00m

猿渡川橋 L=244.00m



道路管理上以外の理由で占用許可が困難なもの
(開水路工、不整形等)
1802㎡

道路管理上の理由で占用許可が困難な部分
173㎡

道路管理上の理由で占用許可が困難な部分
580㎡

道路管理上以外の理由で占用許可が困難なもの
(例: 街路、水路等の部分や敷地面積が不整形、狭小等)
2146㎡

道路管理上の理由で占用許可が困難な部分
322㎡

1282㎡

道路管理上の理由で占用許可が困難な部分
182㎡

道路管理上以外の理由で占用許可が困難なもの
(開水路工、不整形等)
1705㎡

道路管理上の理由で占用許可が困難な部分
250㎡

道路管理上の理由で占用許可が困難な部分
208㎡

道路管理上以外の理由で占用許可が困難なもの
(調整池)
4629㎡

道路管理上の理由で占用許可が困難な部分
212㎡

道路管理上以外の理由で占用許可が困難なもの
(水路等、開水路工)
3825㎡

道路管理上以外の理由で占用許可が困難なもの
(調整池、水路等、開水路工)
4699㎡

凡 例

- 赤・・・ 占用予定地(占用要望箇所を含む)
- 青・・・ 道路管理上の理由で占用許可が困難な部分
- 黄・・・ 公共又は公益の用に供する部分
- 緑・・・ 道路管理上以外の理由で占用許可が困難なもの
(例: 街路、水路等の部分や敷地面積が不整形、狭小等)
- 白・・・ その他

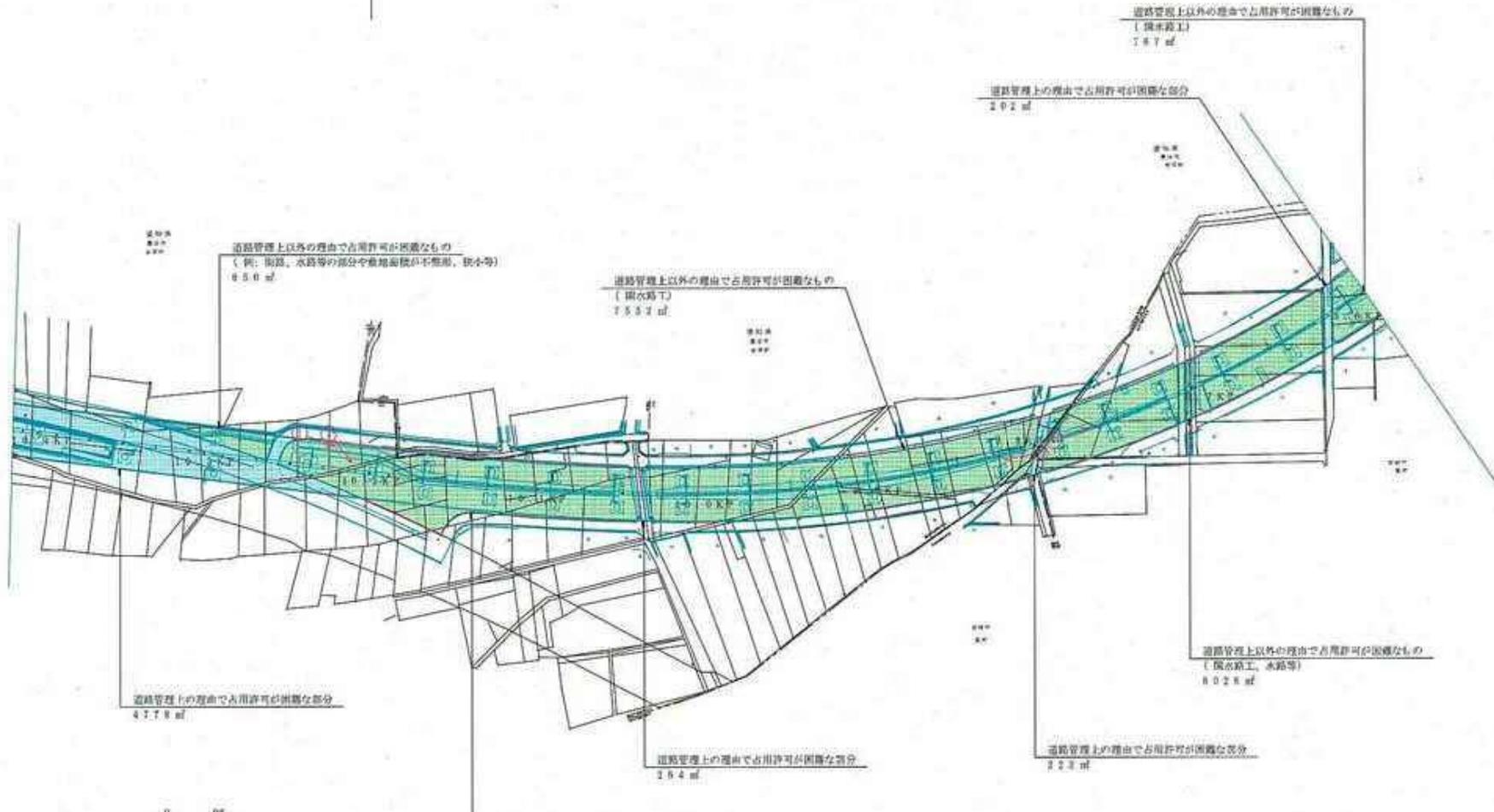
(※) 利用用途として、自動車駐車場、自転車駐車場、自転車等保管所兼返還所、
広場、公園、運動場、事務所、店舗、倉庫、資材置き場
(当該箇所は市街化調整区域であり、建築物は都市計画法第34条各号に該当するものに限る。)

高架下利用計画図

S = 1 / 2500

吉原高架橋 L = 537.00 m

安城高架橋 L = 916.00 m



凡 例

- 赤・・・ 占用予定地(占用要集積所を含む)
- 青・・・ 道路管理上の理由で占用許可が困難な部分
- 黄・・・ 公共又は公益の用に供する部分
- 緑・・・ 道路管理上以外の理由で占用許可が困難なもの
〔例：街路、水路等の部分や敷地面積が不整形、狭小等〕
- 白・・・ その他